

(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

本会は、現施設職員について、スポーツ・文化施設の維持管理に熟練していることから、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の継続雇用を原則とし、「人材は財産」を基本的な考え方としています。県民の体力向上及びスポーツ精神の高揚」の実現に向けて、職員一人ひとりがいきいきと、やりがいをもって働き、もてる力を最大限発揮できる職場をめざします。

- 1 性別・年齢・障がいの有無などによる差別をしない「人物本位の採用」
- 2 個々の能力を活かすための「適材適所の人材配置」
- 3 個々の役割と成果に応じた「適格な待遇」

今日では、心身の健康問題を抱える人も多く、メンタルヘルスの大切さは誰もが認めることであります。倉吉体育文化会館では、ワーク・ライフ・バランス（生活と仕事を調和させることで得られる相乗効果、好循環）を実現するためにも、時間外労働の削減と有給休暇（政府目標である2020年までに70%に達するよう推進）の取得を促進し、積極的に働き方改革をすすめていきます。

(4) 日常の職員配置

勤務のローテーションは、労働基準法などの関係法令を遵守し、適正な職員配置を行います。なお、館長不在の場合に事故や事件災害などが発生した場合には緊急連絡網を使用し、館長ならびに本会事務局担当者に連絡・報告し、1次対応が遅れないようにします。

① 標準的な職員配置の考え方

職員配置はつぎのローテーションを基本とし、当日の利用状況などに応じて柔軟な対応ができるようにします。

- 施設の管理者として、原則的に館長または次長を管理事務室・受付に配置。（勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は、連絡できる体制をとります。）
- 会計事務に精通した職員を管理事務室に常時配置。
- 受付に常時2名配置。

●勤務体制図（通常の1日体制例）（開館時間9：00～22：00）

業務内容	配置	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
施設管理運営 責任者	1 館長・次長 副主幹																
受付 窓口業務 電話対応 庶務・経理	2～3 体育指導員 スタッフ 嘱託職員 非常勤職員																
施設管理 設備点検	1 次長 副主幹 体育指導員 スタッフ 嘱託職員 非常勤職員																
環境整備 (屋内・外) (外構・植栽 を含む)	1～3 館長・次長 副主幹 体育指導員 スタッフ 嘱託職員 非常勤職員																

職員勤務ローテーション表（例）

日	曜日	館長	次長	副主幹	体育指導員	スタッフ	嘱託職員	嘱託職員	嘱託職員	嘱託職員	嘱託職員	パート職員	夜間補助職員	夜間補助職員
1	日	A	●	●	A	B	A	●	A	●	●			C
2	月	A	A	A	午前教室	A	E	B	A	A	A		C	
3	火	●	●	B	A	午後教室	●	E	A	A	A			C
4	水	A	A	A	午前教室	●	祝	E	●	A	B		C	
5	木	祝	B	●	●	A	E	A	午前教室	A	A-	D		C
6	金	A	A	A	B	午前教室	E	●	夜間教室	●	●		C	
7	土	B	●	●	A	●	●	E	A	●	●			C
8	日	●	A	B	●	A	E	●	●	A	A		C	
9	月	●	A	A	午前教室	A	E	B	祝	A	A			C
10	火	A	●	A	B	午後教室	●	E	A	●	●		C	
11	水	A	祝	●	午前教室	●	E	A	●	A	B-			C
12	木	A	A	A	●	B	E	A	午前教室	●	●	D	C	
13	金	A	A	A	B	午前教室	E	●	夜間教室	●	●			C
14	土	●	A	A	●	A	E	●	●	B	A		C	
15	日	A	●	●	A	●	●	E	B	●	●			C
週間勤務時間		週40時間	週29時間	週40時間	週40時間	月25時間	月75時間	月75時間						
雇用条件		無期	無期	無期	無期	無期	無期	有期	有期	有期	有期	有期	有期	有期
A 8:30から17:30 B 13:30から22:15 B- 15:30~22:15 C 17:00から22:00 D 9:00から12:00 E 11:30から20:30 A- 8:30から15:15														

② 嘱託職員および非常勤職員の労働条件

労働条件は公益財団法人鳥取県体育協会職員就業規則及び嘱託職員就業規則、ならびに労働基準法が定めるところによります。

条件種別	嘱託職員	非常勤職員
業務の内容	施設管理業務	受付、事務処理
契約期間	4月1日～翌年3月31日 同一年度内に限る ※継続はしない	4月1日～翌年3月31日 ※契約の更新はしない
始業、終業時刻	8時30分～22時15分	8時30分～12時30分または 17時15分～22時15分 (週20時間未満勤務)
休憩時間	45分	無
時間外労働	有	無
変形労働時間制、交代制等の場合の勤務時間等	1週間あたり40時間以内の勤務で、早番、遅番の交代制勤務（土・日含む）	無
休日	4週間を通じ8日間、年末年始	無
年次有給休暇	年16日	規定による
その他の休暇	病気休暇・特別休暇（有給）・介護休暇（無給）	無
基本賃金	月額	時間給（850円）
退職金規定	無	無
社会保険の加入	有	無
雇用保険の適用	有	無
就業規則	有	無

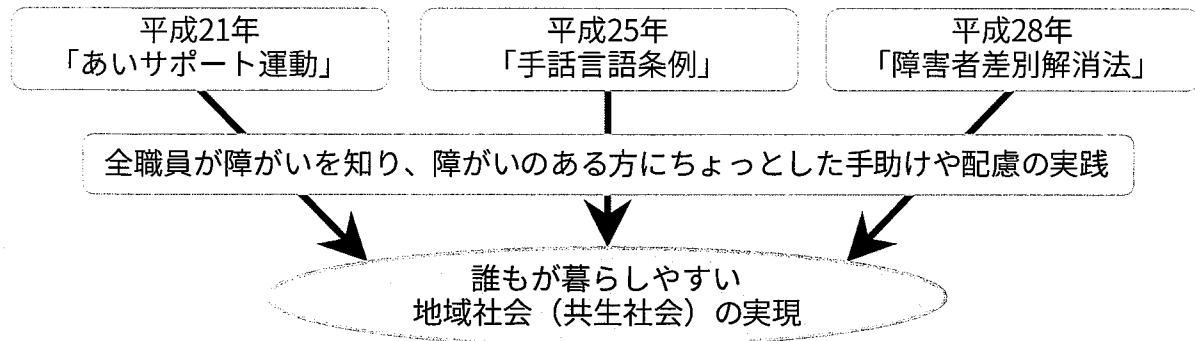
(5) 人材育成

倉吉体育文化会館は、全ての県民が平等・公平に利用できる施設にするため、①安全性・公共性②「快適性・利便性」③「専門性・特殊性」に関する研修を実施していきます。

また、「みんなで創ろう活力あんしん鳥取県」を目指し、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を推進する人材育成に取り組んでいきます。



あいサポート運動のあいサポートバッジ



① 研修基本方針

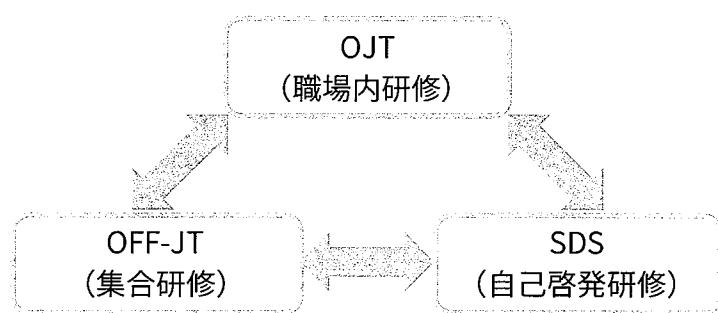
県民のニーズに的確に応え、優れた施設サービスを提供していくため、職員研修の目標を以下のように設定し、法令の遵守、服務規律の徹底などのコンプライアンス向上に向けた取組を継続するとともに、県民本位の姿勢で誠実に職務を遂行することにより、県民(利用者)の皆様の信頼にこたえていきます。

●職員研修基本方針

- 1 使命感、倫理観の確立、豊かな人権感覚などの意識の涵養（かんよう）をはかること。
- 2 責任感、チャレンジ精神、規律性など、仕事への取組姿勢を身につけること。
- 3 職務遂行力、組織支援力、課題設定力、実行力、組織運営力といった、職員に求められる能力の向上をはかること。
- 4 職務に関する実務知識とともに、社会経済全般に関する幅広い知識の習得をはかること。
- 5 職員相互が高め合い、職務を協力・協働して遂行する連帯感を醸成すること。

② 研修計画

本会事務局に研修担当者を配置し、鳥取県各部、県公社事業団主催の研修会等を積極的に活用します。さらに、階層別・職別研修を体系的に行うとともに、各施設においてもさらに良質なサービスが提供でき、職員の資質向上となるよう研修会や講習会に積極的に参加します。



ア OJT(職場内研修)

職場で上司などから実際の仕事をつうじて計画的・意図的に実施される個別指導。

イ OFF - JT(集合研修)

職場を離れて本会事務局等で開催され、知識や技能向上のために集中的に実施される研修。

ウ SDS(自己啓発研修)

個人が必要とする知識や技能を自ら進んで学ぶシステム。とくに武道・スポーツ指導にかかるものは積極的に推進します。

エ 職員に対する確認テストの実施

次期指定管理においても、公共サービスの水準を維持し、安全性、継続性を確保する観点から、職員研修を実施するとともに、職員に対するアンケート調査および必須事項の浸透を再確認するためのテスト実施を計画します。

オ 研修項目と研修内容など

職員の資質向上のための研修をつきのとおり実施していきます。

【全職員研修】（5項目）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
接遇研修	・応接技術だけでなく、全てのお客さまに対する心のバリアフリーを習得	外部	OFF-JT
普通救命講習 (AED取扱含)	・応急手当、怪我等万一の事故への対応力の習得	職員 (応急手当指導員)	OJT OFF-JT
人権研修	・差別なき社会の構築のため、人権集会及び県の研修、地域の小座談会等への参加による人権意識の高揚	外部・内部	OFF-JT OJT
環境問題研修	・循環型社会の構築能力の習得	外部・内部	OFF-JT OJT
救急法・応急手当講習会	・万一の事故に備え、救急法の技術向上、知識の習得のための研修	職員 (応急手当指導員)	OFF-JT

【管理職研修】（対象：館長、次長、副主幹、スタッフ、体育指導員）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
法令遵守研修	・個人情報研修 ・労働関係法規研修 ・運営に必要な法規研修	事務局	OFF-JT
改正規定、規則の理解	・改正された体育協会諸規定、就業規則の理解	事務局	OFF-JT
メンタルヘルス対策研修	・安全配慮義務を理解と業務によるストレスの排除、対処方法の習得	外部	OFF-JT
リーダーシップ研修	・スタッフの魅力を最大限活用する研修 ・モチベーション維持のための研修	外部	OFF-JT

【初、中堅スタッフ必須研修】（対象：副主幹、スタッフ、体育指導員、嘱託職員）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
接遇研修	・応接技術だけでなく、全ての利用者に対する心のバリアフリーを習得	外部	OFF-JT
規定・規則の理解	・体育協会規定、就業規則の理解	事務局	OFF-JT
基礎事務研修	・受付、予約システム、利用料の取扱の習得	職員	OJT
普通救命講習 (AED取扱含)	・応急手当、怪我等万一の事故への対応力の習得	職員（応急手当指導員）	OJT OFF-JT
防犯・危機管理研修	・消防計画の理解（実際の避難経路の確認、消防設備の理解） ・不審者対応	職員 外部	OJT OFF-JT
個人情報保護法に 関わる研修	・個人情報保護規定の理解	事務局	OFF-JT

【経理・福利厚生担当者研修】（対象：担当者）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
経理研修	・体育施設共通の経理の習得研修 ・施設の特徴を踏まえた施設経理の習得	事務局 施設	OFF-JT OJT
社会保険実務研修	・給付内容の理解 ・手続き方法の習得	外部	OJT OFF-JT

【指導員研修】（対象：副主幹、体育指導員、スタッフ等）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
安全監視研修	・事故を未然に防ぐ方法等 ・利用者に対するアプローチ法	職員	OJT
衛生管理と機器 メンテナンス	・日常清掃作業基準と実施方法	職員	OJT
指導員資格 取得支援	・日本スポーツ協会公認スポーツ指導員資格取得など各種スポーツに関する資格取得支援	研修および受講	OFF-JT
蘇生法・救急法	・心肺蘇生法（AED取扱含） ・応急手当等の知識・技術の習得	職員 (応急手当指導員)	OJT OFF-JT

●年間研修計画一覧

月	研修項目	研修対象	研修内容
4	規定・規則の理解	初、中堅スタッフ	・体育協会規定、就業規則の理解
	接遇研修	全職員	・応接技術だけでなく、全ての利用者に対する心のバリアフリーを習得
	経理研修	経理・福利厚生担当者	・体育施設共通の経理の習得研修 ・施設の特徴を踏まえた施設管理の習得
	衛生管理と機器メンテナンス	指導員	・日常清掃作業基準と実施方法
	基礎事務研修	初、中堅スタッフ	・受付、予約システム、利用料の取扱の習得
5	改正規定、規則の理解	管理職	・改正された体育協会諸規定、就業規則の理解
	普通救命講習(AED取扱含)	全職員	・応急手当、怪我等万一の対応力の習得
	社会保険実務研修	経理・福利厚生担当者	・給付内容の理解 ・手続き方法の習得
	安全監視研修	指導員	・事故を未然に防ぐ方法等 ・利用者に対するアプローチ法
6	法令順守研修	管理職	・個人情報研修 ・労働関係法規研修 ・運営に必要な法規研修
	防犯・危機管理研修	初、中堅スタッフ	・消防計画の理解（実際の避難経路の確認、消防設備の理解） ・不審者対応
6 11	人権研修	全職員	・人権集会及び研修会、小座談会等への参加を通した人権意識の高揚
7	救急法・応急手当	全職員	・救急法の技術の向上、知識の習得
8	個人情報保護法に関する研修	初、中堅スタッフ	・個人情報保護規定理解
9	リーダーシップ研修	管理職	・スタッフの魅力の最大限の活用 ・モチベーションの維持
	蘇生法・救急法	指導員	・心肺蘇生法（AED取扱含） ・応急手当の知識・技術の習得
10	メンタルヘルス対策研修	管理職	・安全配慮義務の理解と業務によるストレスの排除及び対処法の習得
11	環境問題研修	全職員	・環境型社会の構築能力の習得
随時	指導員資格取得支援	指導員	・日本体育協会公認スポーツ指導員資格取得など各種スポーツに関する資格取得支援

【研修対象】

初、中堅スタッフ…副主幹、スタッフ、体育指導員、嘱託職員

管理職…館長、次長、副主幹、スタッフ、体育指導員

経理・福利厚生担当者…担当者 / 指導員…副主幹、体育指導員、スタッフ等

力 職員研修などの実績(平成29年度)

◆平成29年度実績

月日	職員参加の研修・講習・訓練など
4月2日	T E A S研修
5月9、10日	指定管理者研修、視察
5月26日	県有施設中長期保全計画の策定および計画運用にかかる説明会
6月20、21日	指定管理者研修
6月26日	消防訓練
6月26日	電気保安教育
7月5日	鳥取県公社・事業団等職員互助会の業務研修
7月23日	人権同和問題講演会
7月24日	不当要求行為等対策責任者研修
7月26日	あいサポートメッセンジャー講習
8月24日	応急手当普及員再講習
8月24日から26日	応急手当普及員講習
9月19、20日	指定管理者研修
11月1日	J－A L E R T緊急地震速報訓練・シェイクアウト訓練
11月14日	J－A L E R T全国一斉情報伝達訓練
11月16日	N T Cセミナー
11月21、22日	指定管理者研修
11月23日	ホームページ研修
11月27日	消防立入検査
11月28日	J－A L E R T内閣府導通点検
12月2、3、9日	応急手当普及員講習
12月26、27日	J－A L E R T即時音声合成テスト、内閣府導通試験
12月27日	接遇研修
1月16、17日	指定管理者研修
1月24日	フロン類の使用の合理化及び適正化に関する法律管理者向け説明会
1月26日	防火管理再講習
2月1日	ホームページ研修
2月6日	消防訓練
2月13日	鳥取県環境管理システム（T E A S II種）登録事前審査
2月15日	T E A S取得組織向けリフレッシュセミナー
2月21日	公益財団法人鳥取県体育協会職員研修
3月21日	指定管理者研修
3月27日	A E D・心肺蘇生法講習会

10 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

関係法令に係る監督行政機関からの指導等をふまえ、業務の改善に取り組んでいきます。

日付	関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況	対応状況
	特になし	特になし

(1) コンプライアンス方針

① 社会的責任への取り組み

指定管理者制度においても違法行為や反社会的行為を行って信頼を失い、事業が実施できなくなるケースが頻発しています。

激変する社会の中、鳥取県立施設の管理代行者として、法令遵守はもとより、運営に携わる職員一人ひとりが、課せられた職責を深く自覚し、高い倫理観にもとづいた行動をとることが求められています

わたしたちは、すべての鳥取県民と共に、事業を行うにあたり、高い倫理意識を持って、指定管理者としての社会的責任を全うできるように取組んでいきます。

② 法令遵守体制

ア 各種法律・条例を遵守します

指定管理者は行政の代行者としての自覚を持ち、条例・法律ほか、関連の法律を遵守することをお約束します。

●指定管理者が遵守すべき主な憲法・法律・条例・計画・マニュアル等

日本国憲法／消防法／電気事業法／水道法／建築基準法／鳥取県の将来ビジョン

建築物における衛生的環境の確保に関する法律／労働安全衛生法／健康保険法

育児・介護休業法／男女雇用機会均等法／雇用保険法／労働基準法／労働組合法

職業安定法／最低賃金法／労働者派遣法／暴力団排除条例／労働者災害補償保険法

浄化槽法／大気汚染防止法／水質汚濁防止法／厚生年金保険法

個人情報の保護に関する法律／障害者基本法／社会福祉法／鳥取県手話言語条例

スポーツ基本法／第2期スポーツ基本計画／鳥取県スポーツ推進計画

障害者差別解消法／環境基本法／エネルギーの使用的合理化に関する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律／地方自治法／公共サービス基本法

「人権尊重の県」宣言／鳥取県人権尊重の社会づくり条例／鳥取県情報公開条例

県が管理する建物に関する防火規程／鳥取県福祉のまちづくり条例

子育て王国とつり条例／鳥取県地球温暖化対策条例／鳥取県公害防止条例

鳥取青少年健全育成条例／鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例
鳥取県環境基本計画／鳥取県環境教育等行動計画／鳥取県分別収集促進計画
鳥取県男女共同参画計画／県犯罪のないまちづくり推進計画と指針
鳥取県教育振興基本計画／ようこそようこそ鳥取県運動取組指針
鳥取県経済再成長戦略／鳥取県地域産業活性化基本計画
鳥取県営体育施設の設置及び管理に関する条例／鳥取県行政手続条例
鳥取県地域防災計画／鳥取県国民保護計画／ようこそようこそ鳥取県観光条例
鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
地震等の災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律／武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
倉吉市地域防災計画 等

イ コンプライアンスに関わる姿勢の明確化

本会はつぎのとおり、コンプライアンスに係る行動指針を明確化し、倉吉体育文化会館の管理運営を行います。

コンプライアンスに係る行動指針

- 1 わたしたちは法律や良識に反することは決しておこないません
- 2 わたしたちはその行動が正しいかを考えてから行動します
- 3 わたしたちは社会から誤解や不名誉な評価をうけることの無いよう正しい判断と節度ある行動につとめます
- 4 わたしたちは業務上の危険を予知し、業務を安全に遂行します

ウ 鳥取県の予算、決算および金銭会計規則に準じた取扱いの徹底

本会は、経理処理に関する業務を行うにあたり、鳥取県が定める会計規則などに準じた処理方法を遵守します。

鳥取県の各地域で指定管理業務を受託しており、その業務の中で培った会計ルールの考え方を基本に、適切な処理基準に則った金銭管理に取組んでいきます。

エ 経理帳簿の整備および運用

本施設に適した経理帳簿の整備を行い、適切な金銭管理がおこなわれていることに最善をつくします。以下の5原則に基づき鳥取県との協議により経理規定を設け、人的な不正が起り得ない管理体制を構築します。

帳簿整理の5原則

- 1 相互確認の原則
- 2 領収書授受の原則
- 3 ダブルチェックの原則
- 4 簿外現金禁止の原則
- 5 金銭在庫確認の原則

オ 本部による会計監査および内部統制の実施

本部による各施設への会計監査及び内部統制を行います。

監査では、棚卸の調査・固定資産の調査・適正な経理帳簿の運用を確認し、不正な経理処理が行われていないかの内部監査に取組んでいきます。

カ 未然防止・再発防止への取組

わたしたちは、鳥取県の各地域の人々と共に事業を行っていくため、不祥事の未然防止・再発防止のために高い倫理意識を持って、指定管理者としての社会的責任を全うできるよう取り組んでいきます。

不祥事の未然防止のための対応策として、不正のトライアングル（米国の犯罪学者ドナルド・R・クレッサーの仮説）である「動機」「機会」「正当化」の発生を防止するための対応策を行います。また、不祥事が起こった場合には、PDCAサイクルを実践することで改善策を策定し、再発防止に取り組みます。

不祥事防止策の例

- 1 本会内のルールの策定・周知、ルールの重要性の認識の徹底（「機会」及び「正当化」の防止）
- 2 不祥事がもたらす影響・処分等の周知（「正当化」の防止）
- 3 倫理研修の実施・充実（「正当化」の防止）
- 4 職員の業務状況の管理（過度なプレッシャーをかけない、プロセスを評価する等（「動機」の防止）

再発防止のための取組

- 1 問題事象（不祥事）の原因分析
- 2 原因分析に基づく改善策の策定（Plan）
- 3 改善策の実行（Do）
- 4 改善策の進捗状況に関するモニタリング（Check）
- 5 （改善策の進捗が不十分である場合の）改善策の見直し（Action）

11 委託、工事の発注予定

委託、工事請負の発注予定は、一般競争入札は受注機会の均等、経済的・効率的な予算執行を原則とし、県内業者等の健全な育成も考慮し、適正な競争性の確保に取り組んでいきます。なお暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者等については排除いたします。

留意事項（募集要項記載）

ア 指定管理者が行う業務の内容の詳細については、仕様書によること。

イ 指定管理者が行う委託業務を一括して他の者に委託することはできないこと。

ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者に委託することができること。なお、専門の事業者に委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、他の者に委託する場合は、指定管理者は、受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等倉吉体育文化会館の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、委託業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者に発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

エ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ県が施設の改修を行うことがあること。

オ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入すること。

カ 3の指定期間中、県が行う施設改修工事等により、一定期間施設の全部又は一部を閉館する可能性があること。

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、2019（平成31）年4月1日から2024年3月31日までとする。

ただし、15の（1）又は（2）により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある

●5年分の管理を委託することでコストの削減を行う。

リース契約についても、同じ考え方で契約します。

業務名	期 間	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する理由	備考
警備	平成31年4月1日～平成35年3月31日	県内業者	指名競争入札		
清掃	平成31年4月1日～平成35年3月31日	県内業者	指名競争入札		
エレベーター保守点検	平成31年4月1日～平成35年3月31日	県内業者	指名競争入札		
自動扉保守点検	平成31年4月1日～平成35年3月31日	県内業者	指名競争入札		
自家用電気工作物保安管理	平成31年4月1日～平成35年3月31日	県外業者	随意契約		
消防設備保守点検	平成31年4月1日～平成35年3月31日	県内業者	指名競争入札		
冷暖房切替及び機器保守点検	平成31年4月1日～平成35年3月31日	県内業者	指名競争入札		
ターボ冷凍機保守点検	平成31年4月1日～平成32年3月31日	県外業者	随意契約	設置メーカーであり、契約権限が本社（広島市）である。	設置から約40年経過しており、いつ故障するかわからないため単年契約とする。
クライミング壁保守点検	平成31年4月1日～平成35年3月31日	県外業者	随意契約	知識を持った業者が県内にはない。	
地下タンク漏洩点検	平成31年4月1日～平成35年3月31日	県内業者	随意契約		
電力調達	平成31年4月1日～平成35年3月31日	県内業者	一般競争入札		

12 法人等の社会的責任の遂行状況

本協会は、社会に貢献することを団体の理念に掲げ、地域に密着した貢献活動を行っています。具体的な内容については、①社会的貢献②経済的貢献③環境的貢献の3本柱を掲げ貢献活動に取り組んでいきます。

(1) 障がい者雇用

常用労働者数45.5人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。(平成30年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し添付)

法定雇用率を達成していない。

●障害者雇用状況報告

報告日 平成30年6月1日

障害者雇用状況報告書

(2) 鳥取県男女共同参画推進企業の認定

男女共同参画推進企業に認定されている。(認定書の写し添付)

男女共同参画推進企業に認定されていない。

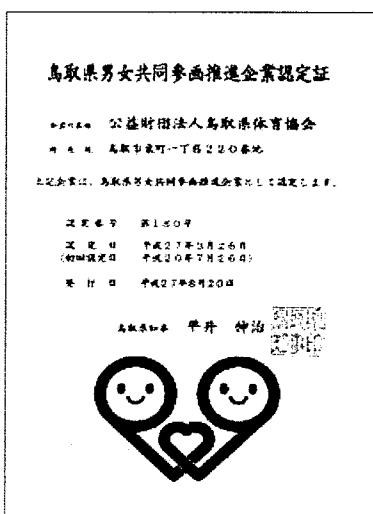
●現認定証の認定日

企業の名称 公益財団法人鳥取県体育協会

認定日 平成27年3月26日

(初回認定日 平成20年7月26日)

発効日 平成27年8月20日



鳥取県男女共同参画推進企業認定証

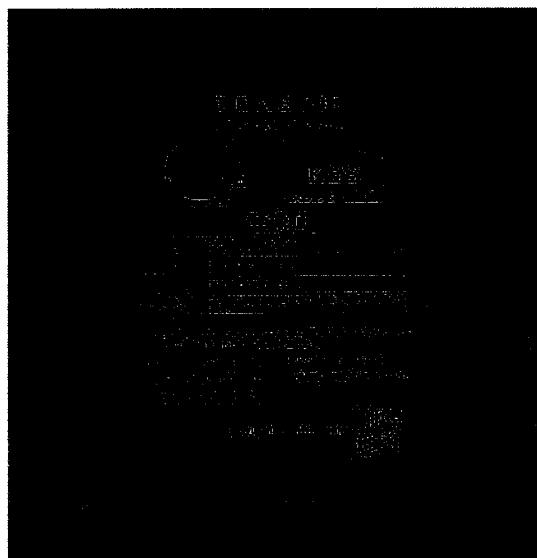
(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS) I種又はII種規格認証等

ISO14001 又は TEAS I 種規格又は II 種規格に基づく環境管理システムについて
 認証登録されている。(登録証の写し添付)

認証登録されていない。

●現登録証の登録日

組織の名称 鳥取県立倉吉体育文化会館
 登録日 平成28年3月9日
 (初回登録日 平成18年3月27日)
 有効期限 平成31年3月26日



TEAS II種登録証

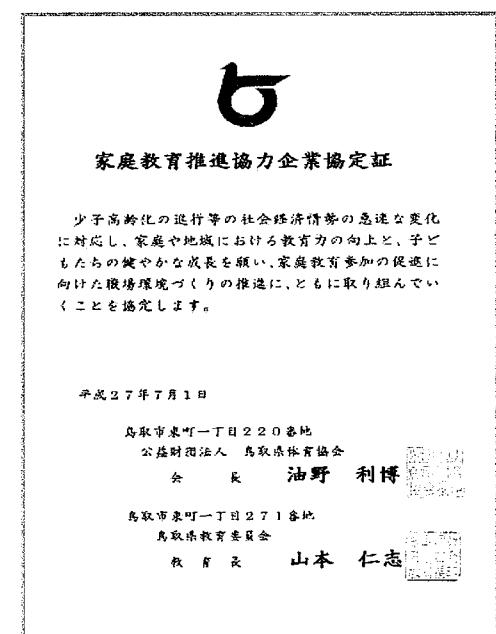
(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。(協定書の写し添付)

家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

●現認定証の記載日

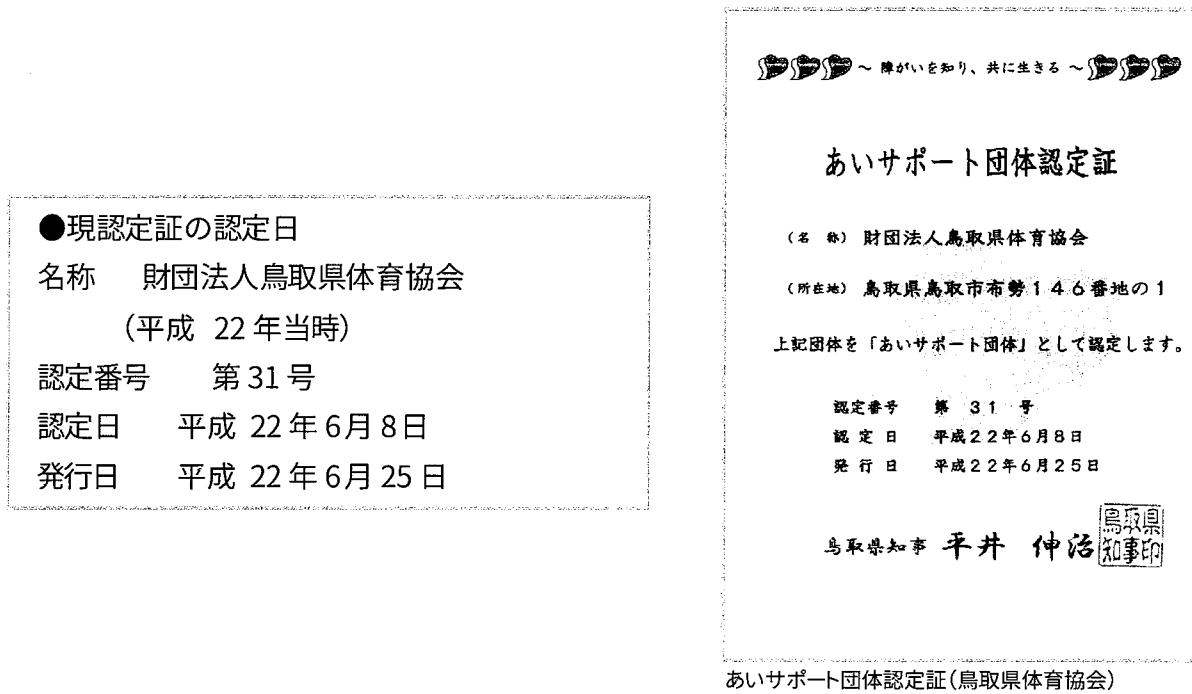
認定証記載日 平成27年7月1日



家庭教育推進協力企業認定証

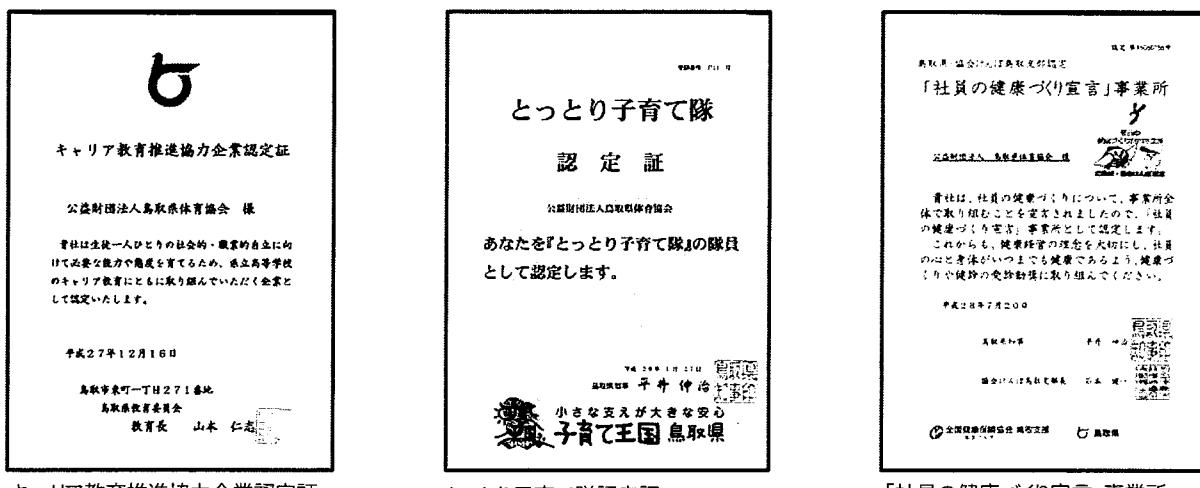
(5) あいサポート企業等の認定

- あいサポート企業等に認定されている。(認定証の写し添付)
 - あいサポート企業等に認定されていない。
 - その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。



(6) その他の認定

本会のその他の社会的責任遂行の取組として、鳥取県等への協力や支援を行うことで下記の認定を受けています。



キャリア教育推進協力企業認定証

とっとり子育て隊認定証

「社員の健康づくり宣言」事業所認定証

① キャリア教育推進協力企業認定証

高等学校におけるキャリア教育の充実に向けて、「鳥取県キャリア教育推進協力企業」として、鳥取県教育委員会と協定を結び、各県立高等学校の取組を支援することで鳥取県のキャリア教育の一層の推進を図っています。

② とっとり子育て隊認定証

子どもを安心して産み育てられる社会を実現し、子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう、地域みんなで子育てを支えあう「とっとり子育て隊」として登録し、子育て家庭にやさしい職場環境の整備をすることで子育て中の人を応援します。

③ 「社員の健康づくり宣言」事業所認定証

職員が心身ともに元気に働くことにより、リスクマネジメント、業務効率の向上、モチベーション向上等を図ることにより、県民のみなさまによりよいサービス提供ができるようにしていきます。



「社員の健康づくり宣言事業所」認定ロゴマーク

13 その他の計画等

(1) 管理業務の移行計画

管理運営の移行計画は、次期指定管理期間の東京オリンピック・パラリンピック等やライフルステージに応じた運動や文化プログラムの提供に対応できる職員資質と豊富な管理運営実績を背景に、倉吉体育文化会館を通じ体育と文化の振興に取り組みます。

① 管理運営の効果的な実施

PDCAサイクルを回すこと業務を継続的に改善し、県民のみなさまに、よりよいサービスを提供できるようにします。

P (Plan) …計画・管理運営の基本方針

- 多くの方に利用され、お客様満足度が最大となる公共施設を目指します。
- 社会の変化に対応した管理運営を目指します。
- 県内の地域スポーツ、文化振興の要となる施設を目指します。
- 効率的な管理運営を目指します。

D (Do) …計画の実施・実行

- お客様へサービスの向上策をおこないます。
- 緊急時の体制および対策並びに防災体制を徹底します。
- 苦情などの未然防止と対処方法を徹底します。
- 関係団体と連携し大会やイベントを開催します。
- お客様の要望を踏まえたスポーツ教室を開催します。
- 無駄を省きコストの削減につとめます。

A (Action) …処置・改善

- (要望・要求に対する実現策)
- 寄せられた意見、要望（hardt面およびソフト面）については、随時取り上げ、その実現策についてすみやかに検討します。
 - 評価委員会の意見や指摘を受けて管理運営に反映させます。
 - 施設の大規模改修や制度上の問題等で直ちに処理できない案件については、鳥取県地域振興部スポーツ課などの関係機関と協議のうえ対応します。

C (Check) …点検・評価

- お客様の要望、要求を把握し、それらをもとに評価をおこないます。
- 評価委員会(地域・利用者代表、施設長)を設置し、運営に関する外部の意見をいただきます。
- みんなさんの声（意見箱設置・利用者アンケート）や利用者からの要望を分析します。
- 職員自ら施設を利用するなど、お客様の立場に立った視点を持ちます。

② 組織体制の確保

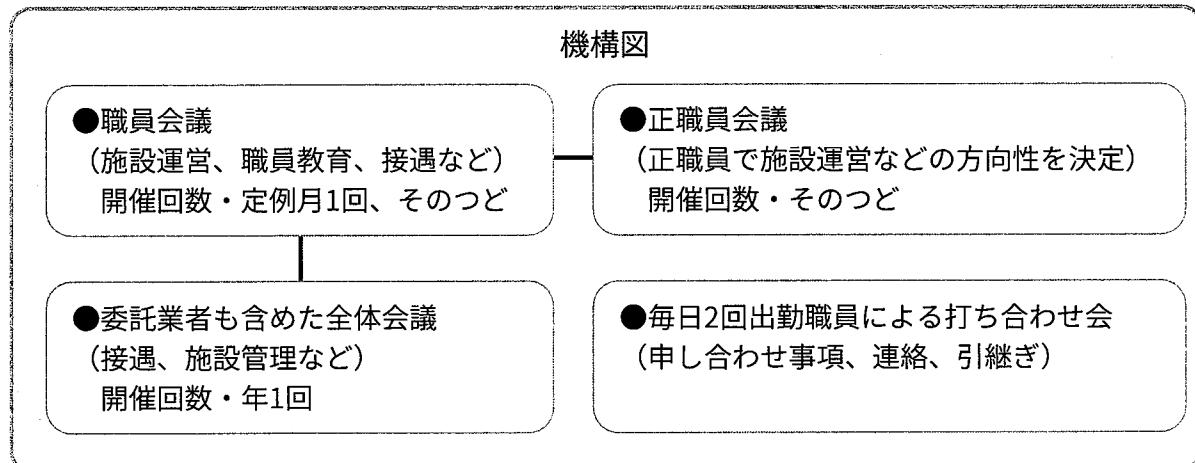
組織体制は本会が現指定管理者であるため、現行の組織体制を維持したうえで、さらなるスポーツと文化の普及振興と県の政策・施策などの推進のために適材を適所に配置し、県民のみなさまに施設を安全・安心にご利用いただける管理運営に努めます。

③ 職員研修計画

職員の資質向上のための職員研修計画は、「第9章組織及び職員の配置等」の(5)人材育成に研修計画の詳細を記載しています。

④ 内部会議による管理運営効率の向上

毎朝打合せ会を行い、連絡事項の徹底と職員の意思統一を図り、時差出勤の職員のために、日報などによる情報伝達での業務の引き継ぎ及び確認を行います。さらに、内容に応じて各種の職員会議を実施します。

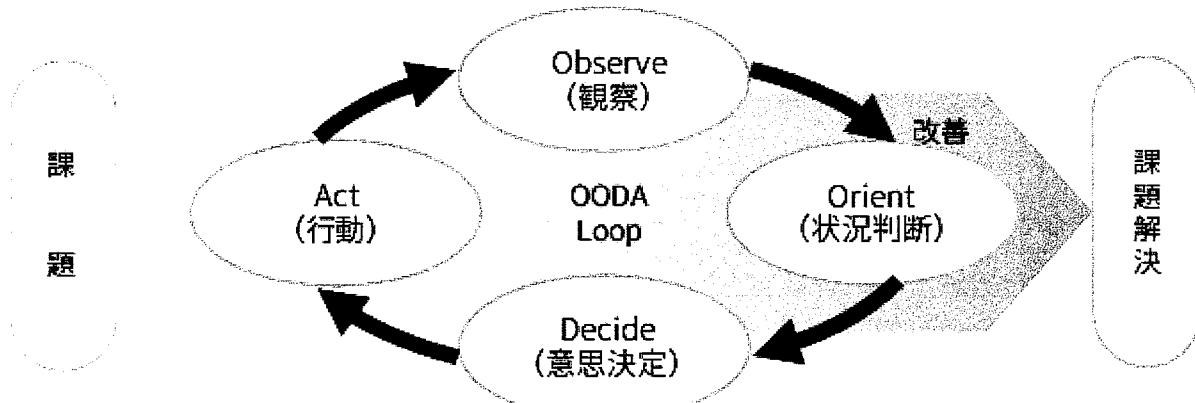


⑤ OODA ループによる課題解決のスピード化

課題解決のスピード化を図るため、OODA（ウーダ）ループ（Observe（観察）、Orient（情勢判断・方向づけ）、Decide（決心）、Act（実行）の4プロセス）により、「現場」が起点となって動く環境をつくります。

また、「柔軟性」から生じる臨機応変な対応で、事前の準備よりも現場で得た情報により柔軟に動くことができます。さらに、現場の個人が自分で考えて動くことが必要なため、人材育成を促進できるメリットもあります。

●ジョン・ボイドによって提唱されたOODAループ



(2) その他

① 指定期間 5 年間の事業展開

2020 年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるのを契機として、関連する国内外の合宿を積極的に誘致するとともに、ライフステージに応じた運動機会の提供をすすめます。

年度（西暦）	国等の大会・イベント等	倉吉体育文化会館のイベント
平成31年度（2019年）		
平成32年度（2020年）	東京オリンピック・ パラリンピック開催	事前キャンプ誘致（予定）
平成33年度（2021年）	関西ワールドマスターズゲームズ 開催	
平成34年度（2022年）		
平成35年度（2023年）	ねんりんピック開催	ねんりんピック開催（予定）

平成31年度～33年度

- 国内外からの合宿誘致
- eスポーツの普及、振興
- 各競技団体や文化団体と連携し、生涯スポーツ、生涯学習の環境づくり
- ライフステージに応じた運動、文化プログラムの提供

平成34年度～35年度

- スポーツを中心とした地域との連携
- 新規スポーツ教室、文化教室の計画
- 子どもたちに夢や希望を与えるため、スポーツ振興基金を活用し、オリンピック選手などのトップアスリートを招へいしたイベントの実施
- スポーツと文化に携わる方の人口の拡大
- eスポーツ大会の実施

② ネーミングライツ（命名権）の提案

次期指定管理期間には、ネーミングライツ（命名権）の導入及びネーミングライツを活用した取組について提案します。「ネーミングライツに係る申出書（様式 6）」での提案は行いませんが、指定管理者として決定後、改めてネーミングライツ事業者を公募します。



ネーミングライツによる名称変更への理解

ア 県民、倉吉体育文化会館利用のお客さまへの周知と理解

ネーミングライツを公募するにあたって、事前に県民（地域住民）や倉吉体育文化会館をご利用いただいているお客様への周知と理解をいただくとともに、倉吉体育文化会館ご利用のお客さまにも選定委員の一員となってご意見をいただく必要があると考えています。

イ ネーミングライツの公募

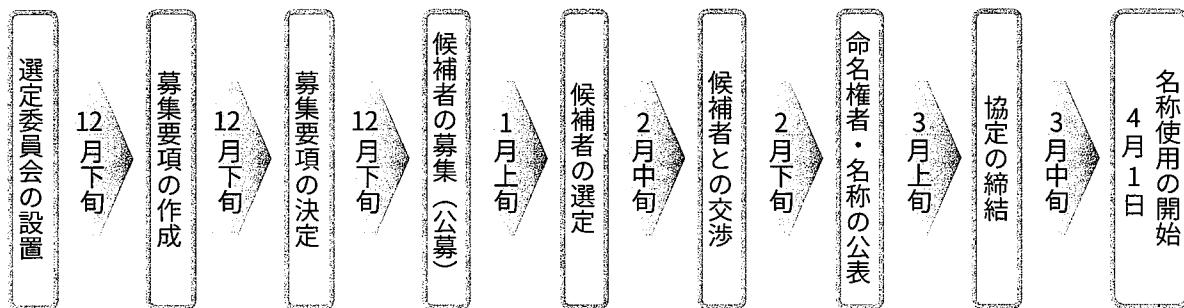
本会が公益法人という立場であることから、事業者の選定は公平性を保つために募集要項を作成し、募集要項にしたがって公募により命名権者を選定します。

また、指定管理者応募に合わせた提案では公募の期間が短く、より多くのネーミングライツ事業者を募集するため、本会が指定管理者として決定したのちに改めて募集します。

ウ 命名権者の選定

倉吉体育文化会館ネーミングライツ命名権者の選定は、本会に選定委員会を設置し、応募金額及び施設名称、公平性等を総合的に判断して決定します。

●ネーミングライツ決定までの流れ（案）



●審査基準（案）

審査項目	審査基準	配点
名称案	県民・施設利用のお客さまにとっての親しみやすさ、わかりやすさ、施設の設置目的やイメージとの整合性	20
ネーミングライツ料/年	応募金額の妥当性、相対評価	40
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性、ネーミングライツ料の支払い能力	20
地域貢献等その他	地域貢献や武道・スポーツの振興等に対する理念、活動実績および計画	20
	合計	100

エ ネーミングライツを活用した取組

ネーミングライツの活用により、愛称による施設の新たな魅力向上や自治体の指定管理料の負担軽減が期待されます。また、鳥取県への貢献や地域の活性化、子どもたちへの支援、トップアスリートを招へいしたスポーツ教室・文化に携わる著名な講師による講演会等の開催、地域イベントなどへの施設の提供などの支援が可能になると考えられます。

●考えられる施設所有者のメリット

施設管理費負担の軽減	・ネーミングライツで得られた収入による施設の維持管理費や改修費用等の負担の軽減が見込める。
スポンサーとの協働	・スポンサーとの協働によるサービスの向上が図れる。 ・スポンサーから施設の有効活用の提案を受ける。
新たな魅力の創出	・県民に親しまれる愛称の付与による施設の新たな魅力の創出が図れる。

●考えられるスポンサーメリット

PR効果	・企業名・商品名等を冠した愛称を施設の看板やイベントのポスター等に利用できるほか、当館ホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用できる。
社会貢献活動	・民間の資源やノウハウ等を活用することで、施設の魅力を高め、県民サービスの向上に貢献できる。 ・施設で開催されるイベントに子どもたちを招待することなどにより、地域の活性化に貢献できる。
命名権者のイメージアップ	・命名権者のホームページ等にネーミングライツパートナーとして、地域の活性化に貢献していることをPRすることができ、命名権者のイメージアップにつながる。

③ 国際貢献事業

日本国政府が推進する、スポーツを通じた国際貢献事業であるスポーツフォートゥモローなどのスポーツをつうじた国際貢献事業を積極的に推進していきます。

現在までに、本会では大韓民国江原道体育会と締結したスポーツ交流協定書にもとづきスポーツ交流試合を行い、日韓両国の友好親善とスポーツの振興をはかっています。



日韓スポーツ交流事業(江原道開催)



日韓スポーツ交流事業(鳥取県開催)

鳥取県一江原道スポーツ交流事業

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
サッカー	アーチェリー	実施なし	卓球	卓球
バスケットボール	バドミントン		フェンシング	フェンシング
アーチェリー	ホッケー		ソフトテニス	ソフトテニス

※平成30年度は12月実施予定

さらに、海外のスポーツ少年団同時交流事業、スポーツ少年団指導者交流事業の受け入れなどもおこないます。



日独スポーツ少年団交流



日独スポーツ少年団指導者交流

④ 社会貢献活動について

本会は、「体協組織として社会貢献すること」を理念のひとつにし、以下のような地域振興、支援活動を行います。

活動内容				
新規	障がい者団体ボランティア清掃受け入れ			新規 障がい者就労施設からの積極的な物品購入
新規	障がい者団体就労体験受け入れ			拡充 利用団体ボランティア清掃受け入れ
新規	職員の地域ボランティア活動への積極的参加			拡充 中学生・インターンシップ職場体験受け入れ
	小学生や地域住民の施設見学受け入れ			古紙リサイクル提供
拡充	ペットボトルキャップリサイクル提供			拡充 部活外部指導協力
拡充	スポーツ団体への協力			



市道の除草作業



ペットボトルキャップの提供

ア 障がい者就労施設からの物品調達(※1)

また、障害者優先調達推進法の趣旨にのっとり、障がい者就労施設から物品調達をおこない、障がい者団体などからの就労支援なども積極的に受け入れます。

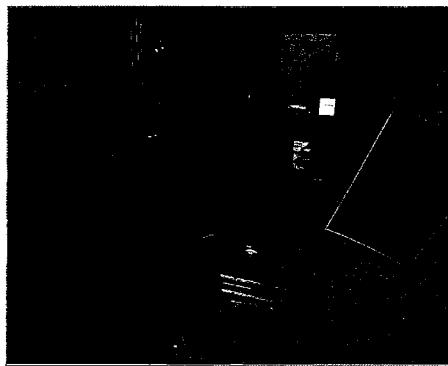
イ 中学生の職場体験受け入れ(※2)

倉吉市内の中学校、養護学校の職場体験授業に毎年協力しており、本年度も倉吉市立河北中学校の生徒の受け入れを予定しています。

現指定管理期間における職場体験受け入れ実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鳥取県立中央育英高校	5				
鳥取県立倉吉養護学校	1				
倉吉市立河北中学校		3	2	2	

※平成30年度は8月末現在の実績



職場体験(倉吉市立河北中学校)



職場体験(鳥取県立中央育英高校)

2016年の熊本地震発生時には、指定管理施設職員から義援金を募り、(公財)日本体育協会(現:日本スポーツ協会)をつうじて被災地への支援をおこないました。

熊本地震災害日本体育協会義援金

倉吉体育文化会館	15,931円
布勢総合運動公園	35,000円
鳥取産業体育館・鳥取屋内プール	5,000円
鳥取県立武道館	10,000円
米子産業体育館	5,000円
米子市皆生市民プール	13,000円
義援金総額	83,931円

⑤ 許可の手続き

指定管理者が利用者に対して行う許可その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されます。利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例にのっとった手続きをおこないます。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接の適用はありませんが、指定管理者として、規定の趣旨に則って適切に対応します。

⑥ 交通規制遵守への取り組みについて

鳥取県内の自家用車保有率が全国的に高く、車社会であることが伺われますが、公共施設を管理運営する一員として「飲酒運転撲滅キャンペーン」を施設内でも展開し、事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

区分	交通事故を起こした職員に対する懲戒処分等の基準一覧													
	死亡			著しい後遺症を伴う傷害			その他の傷害			家屋その他他人(法人を含む)の所自損行為等有物に対する加害				
	免	停	減	戒	訓	免	停	減	戒	訓	免	停	減	戒
無免許運転 道交法(64条)	●			●		●		●		●	●		●	
ひき逃げ あて逃げ (72条)	●			●		●		●		●	●		●	
酒酔(酒気帯び)運転 (65条)	●			●		●		●		●	●		●	
最高速度違反 (22条)	重過失過失	●				●		●		●	●		●	
踏切通過違反 (33条)	重	●				●		●		●	●		●	
信号違反 (7条)	重													
追い越し違反 (28, 29, 30条)	過	●				●		●		●	●		●	
歩行者保護義務違反 (38, 38の2条)	過													
通行区分違反 (17条)	失													
通行義務違反 (42条)														
一時停止違反 (43条)														
通行禁止違反 ・制限違反 (8条)	過													
横断・転回 ・後退不適当 (25条の2)		●	●			●	●			●	●			
車間距離不保持 (26条)														
右・左折違反 (34条)	失										●	●		
安全運転義務違反・その他 (70条外) (備考)														

自損行為等には、事故を起こさない場合の酒気帯び運転・最高速度違反も含むものとする。

⑦ スポーツ安全保険の提供

主にスポーツ教室に参加されるお客さま、ご利用いただいている団体のお客さま、その他に地域でスポーツ活動をおこなっている方に、公益財団法人スポーツ安全協会で取り扱っているスポーツ安全保険の加入を促進し、制度のPRや加入手続きのお世話をします。

(掛金は平成30年4月現在) (当館スポーツ教室加入区分例)

加入対象者	補償対象となる団体活動等	加入区分	年間掛金 (1人あたり)
子ども 中学生以下 (特別支援学校高等 部の生徒を含む)	スポーツ活動	A1	800円
大人(高校生以上)	スポーツ活動	C 64歳以下	1,850円
	スポーツ活動の指導・審判	B 65歳以上	1,200円

⑧ 保険への加入

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一事故が発生し、管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償などをおこなうため「社会体育施設保険制度」(スポーツファシリティーズ保険)へ加入します。

ア 施設所有(管理)者賠償責任保険(免責5,000円)

●対人1億円／1事故3億円

●対物1事故500万円

体育施設の欠陥や施設指導員による指導に起因して他人の身体生命を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

イ スポーツ災害補償保険(被災害1名につき)

●200万円

体育施設内において保険期間中にその施設の利用者がアマチュアスポーツの練習、競技もしくは指導中に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、体育施設の管理者が災害補償規程等に基づき見舞金を支払う場合、その見舞金に対して保険金が支払われます。

ウ 昇降機賠償責任

●対人(1名2,000万円、1事故1億円)

●対物500万円

被保険者が所有・使用・管理する体育施設のエレベーター、エスカレーターの設置、運行、管理の不備による事故に起因し、保険期間中に他人の身体・生命を害したり、他人の財物(昇降機の積載物を含む。)を損壊したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

⑨ 実施状況の報告

業務報告書（毎月翌月15日までに提出）、事業報告書（毎年度終了後30日以内に提出）、翌年度の事業計画書（毎年2月末までに提出）などの指定管理の実施状況報告を確実に行います。

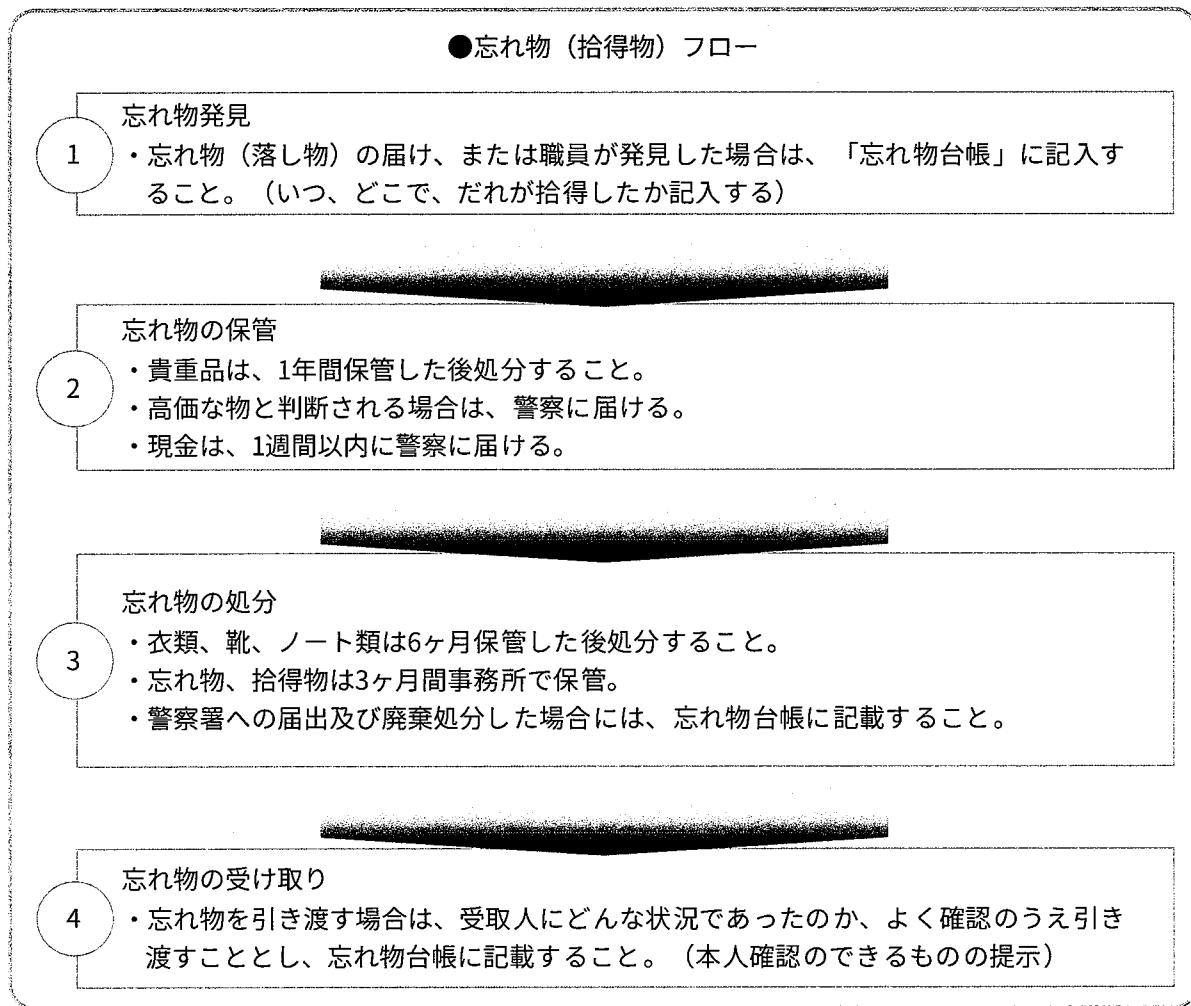
毎月の利用者数や利用促進策の実施状況、収支状況などに関して、本会による内部検査結果などをまとめて県に報告しています。

2 業務報告書の検査実施状況						
(1) 検査・点検実施状況						
ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16

業務報告書の一部(検査点検実施状況平成30年5月分)

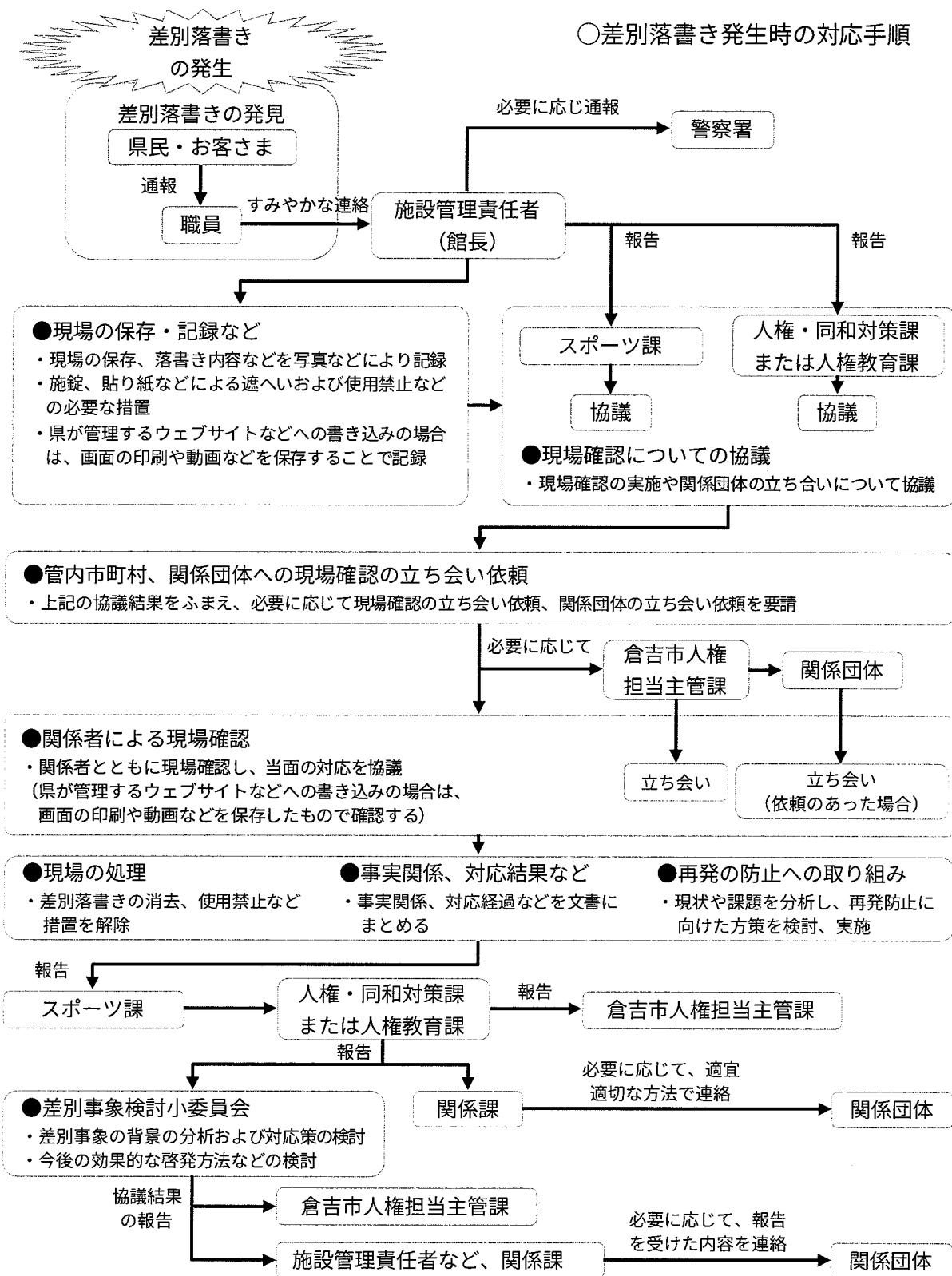
⑩ 忘れ物の保管・処理方法の徹底

忘れ物マニュアルを整備し、お客様の忘れ物の保管及び処理を徹底し、適正に取り扱うことで個人情報の流出を防ぐよう努めます。



⑪ 人権に配慮した施設運営

職員研修の実施、啓発ステッカーの貼付による啓発活動、鳥取県が策定した「差別落書き未然防止指針」(平成27年3月改正)により対策を行います。万が一差別落書きが発生した場合には、「差別落書き対応要領」(平成27年3月改正)および「差別落書き対応マニュアル」により措置します。



⑫ 守秘義務の遵守

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしません。

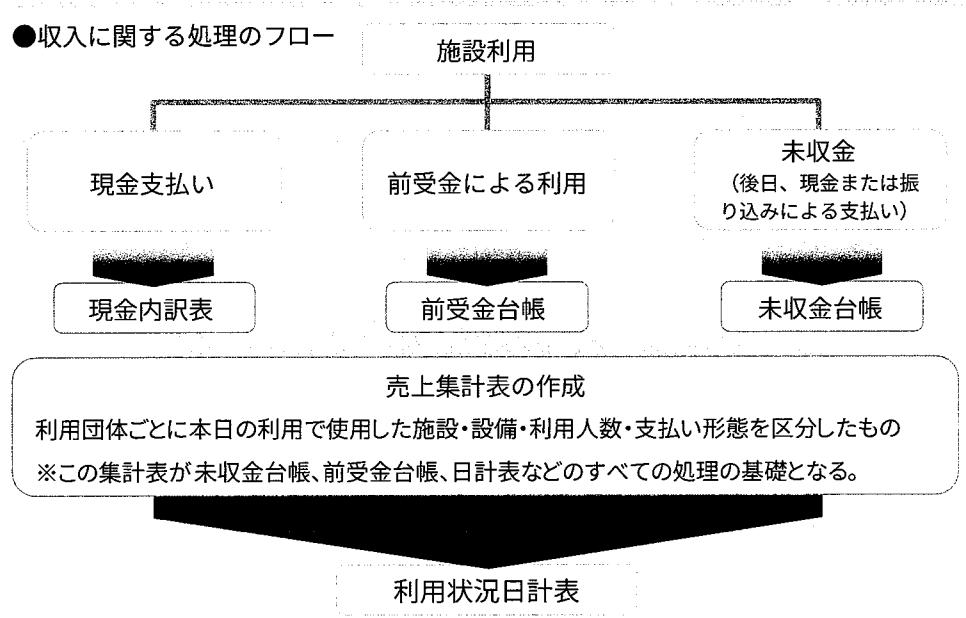
お客さまおよび職員に関する個人情報、情報公開規程における非開示情報など、守秘義務があります。情報の漏えい等がないように、個人情報は鍵の掛かる場所で保管するなど、管理をします。

⑬ 適切な会計処理

公益財団法人に適用される公益法人会計により会計処理をおこなうとともに、監事2名による年2回の内部監査をおこないます。また、県監査委員の監査も受検します。

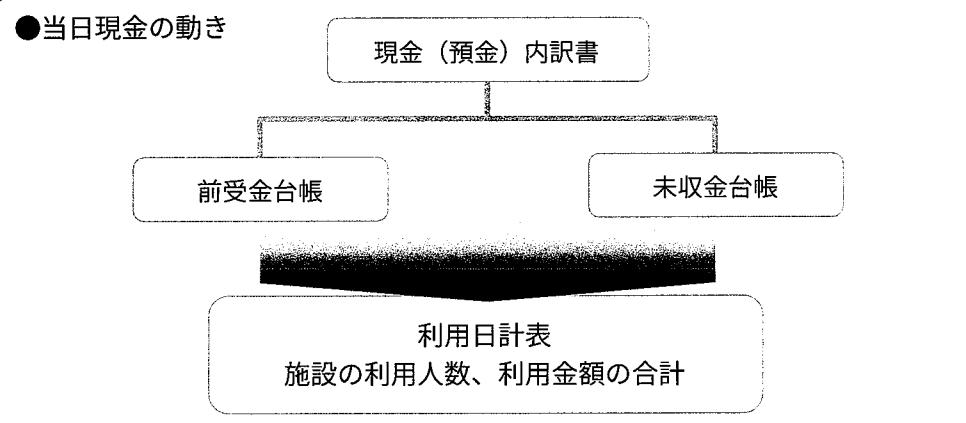
ア 当日の利用状況

当日の収入は下記のフローにより処理をおこないます。



イ 当日現金の動き

現金、前受金、未収金でそれぞれの台帳に上げていく。利用施設、件数、人数、雑収入、イベント、教室など、その日一日で得た収入を各項目にもれなく上げていく。



⑭ 館内の禁煙

鳥取県の禁煙施設認定制度に禁煙施設として認定され、館内は禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置しています。(タバコの自販機は設置しておりません)



健康づくり応援施設(禁煙)



屋外に設置した喫煙所

⑮ 健康づくり応援

スポーツを通じて県民が健康で豊かな生活ができるよう、ライフステージに応じた運動プログラムを提供し、県民の健康づくりを応援します。



健康づくり応援施設(運動)

⑯ 地産地消型の施設運営

県内需要の拡大、県内業者の活用が求められるなかで、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨をふまえた県内事業者への発注を推進します。

●地産地消の実施例	
1	消耗品、修繕などの調達に関しては、コスト意識を念頭に置いたうえで県内業者を積極的に利用します。
2	外部委託など役務の提供を受ける業者選定は、鳥取県の登録業者から選定します。
3	「鳥取県グリーン購入基本方針」にそって、物品等の調達にあたっては、環境に配慮した商品を優先的に購入します。

⑯ 職員駐車場の使用料

指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があるとされています。

⑰ Wi-Fi環境の整備 再掲

鳥取県は外国人および日本人観光客に利用できる無料公衆無線LANのアクセスポイントを整備しており、倉吉体育文化会館でも平成29年3月にとっとりBB（無料公衆無線LAN）を導入しています。

倉吉体育文化会館では、今後も外国人観光客の受け入れやご利用のお客さまの利便性向上のために、Wi-Fi環境の整備を推進していきます



とっとり BB (Wi-Fi)

⑱ 県及び指定管理者の責任の分担

倉吉体育文化会館指定管理者募集要項5にのっとって管理運営を行います。必要に応じ県と協議して行います。

県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。

項目		責任	
		県	指定 管理
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		○
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度 の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増		
上記以外のもの		協議事項	
施設、設備 及び備品 (以下「施 設等」とい う。) の損 傷	施設等の設置上の明白ななしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白ななしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利 用者への損 害賠償	施設等の設置上の明白ななしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白ななしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
備品の購入	施設の管理の観点から、県が指定管理者に寄与する備品の更新及び県が必要と認める備品	○	
	施設の管理の観点から、指定管理料で購入することを県があらかじめ指示する備品		○
	その他の備品		○
火災保険の加入(建物のみ)		○	
委託業務に要する経費(上記のうち県の責任分担とされたものを除く。)の負担			○
包括的管理責任		○	

② 平成 26 年度から平成 28 年度までの評価委員会による評価結果

鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会から「協定書の内容を上回るレベルで実施されており、優れた管理運営がなされている。」と評価していただきました。

鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会評価報告書
鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）として、次のとおり指定管理者による鳥取県立倉吉体育文化会館の管理運営状況を評価しました。

- 1 対象施設
鳥取県立倉吉体育文化会館
- 2 指定管理者
公益財団法人鳥取県体育協会（鳥取市東町 1 丁目 220 番地）
- 3 指定管理期間
平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
- 4 評価委員会
(1) 開催日 平成 29 年 8 月 29 日
(2) 開催場所 鳥取県倉吉市内会議室
(3) 評価委員

氏名	所属等
池本 幸雄（委員長）	米子工業高等専門学校教授
酒井 嘉一（副委員長）	税理士
黒田多美子	鳥取県スポーツ推進委員協議会副会長
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
荒井 富佐子	鳥取県民謡指導者連盟理事

（4）評価方法

平成 26 年度から平成 28 年度分の指定管理者から提出された事業報告及び各年度の県による評価結果等に基づき、各委員が以下の審査項目ごとに評価を行った。

評価は、「2、1、0、△1、△2」の 5 段階でを行い、5 人の委員の平均で決定した。

審査項目	主な審査内容
施設設備の維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の保守管理・修繕 ・施設の保安警備・清掃等 ・事故の防止策、緊急時の対応
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間、休館日、利用料金等 ・利用者へのサービス提供・向上策、施設の利用促進 ・個人情報保護、情報公開 ・利用者意見の把握・対応
収支の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金の徴収、減免の状況 ・管理運営にかかる収支状況
管理運営の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置 ・会計事務の状況 ・法令等の遵守

【評価指標】

2：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、特に優れた管理運営がなされている。

1：協定書の内容を上回るレベルで実施されており、優れた管理運営がなされている。

0：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。

△1：一部、改善・工夫をする事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。

△2：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

（5）評価結果

ア 評価点数

指定管理者による鳥取県立倉吉体育文化会館の管理運営状況の評価は「1」と決定した。

審査項目	評価点数（各委員の平均）
施設設備の維持管理等	0.8
利用者サービス	0.6
収支の状況	0.6
管理運営の状況	0.2
総括	0.55

（注）総括の評価は 0.55 となり、委員協議の結果、5 段階のうち「1」と決定

イ 評価委員からの主な意見

（施設設備の維持管理等）

- ・利用者が安全に施設内で活動できるよう事故等の発生を未然に防ぐ努力をし、危険のない状況を確保している。
- ・器具の点検、ルールとマナーの遵守、熱中症予防の呼びかけ等によりスポーツ活動における事故防止に努めている。
- ・AED を設置するだけでなく、職員が応急手当普及員の資格を取得するなど積極的に安全管理に取り組み、実際に AED を使用し人命救助を行った。

（利用者サービス）

- ・トレーニング室、ロビー等を有効活用し、利用者の利便性を向上させるため色々な取組みを行っている。
- ・意見箱の常設、利用者アンケートの実施により意見を把握し、対応可能なものは即時対応している。
- ・利用案内板の催事内容の所に表示している色と館内見取図の部屋の色を同じにするなど、誰が見ても分かりやすい表示は、知的障がい・弱視など障がい者にとっても見やすく分かりやすい。
- ・地域との連携を図ったイベントの企画も多く地域住民が利用しやすい工夫がされている。

（収支の状況）

- ・老人、障がい者等に係る減免措置について、適切に処理されている。
- ・有料掲示板を設置し、独自の収入増加に努力している。
- ・収支計画の達成率が毎年上回っており、評価できる。

（管理運営の状況）

- ・職員の安全管理教育等、よく努力されている。
- ・繁忙期には受付に総合案内のスタッフを配置するなど、適切な職員配置を行っている。
- ・P D C A サイクルにより自己評価を行い、外部の方で組織する施設運営委員会を独自に設置し、管理運営に係る評価と意見を求めていている。

（その他）

- ・震災では被害もあったところだが、早期の再開に努めた職員の努力が伺えた。
- ・今後も、多くの方がスポーツの楽しみを知り、スポーツを通じて元気になるよう、企画運営してほしい。

